

タクシーで県内を旅行すると、バスなどの借り上げ費用の半額、最大10万円を補助します。

●**補助対象**／次のすべてを満たすものが対象

- ・町内に在住、勤務・通学する方が3分の2以上で構成する団体であること。
- ・6人以上で構成する団体であること。

・町内の交通事業者が運営する貸し切りバスまたは貸し切りジャンボタクシーを利用して旅行を行うこと。

- ・和歌山県内の移動であること
- ・旅行に係る交通手段が、貸し切りバスまたは貸し切りジャンボタクシーであること。

・対象となる旅行のバス借り上げに対し、他の補助金が交付されないこと。

- ・営利・宗教活動・政党の支持などを目的とした旅行でないこと。
- ・反社会的組織でないこと。

●**補助金の額**／貸し切りバスまたは貸し切りジャンボタクシーの借り上げに係る費用の2分の1以内。1台あたり10万円を上限とします。

●**実施期間**／令和3年（2021年）3月31日まで

※4月にまたがる旅行は対象外。

※予算上限に達し次第終了。

●**申請**／出発日の1週間前までに次の書類を企画調整課（吉備庁舎）までご提出ください。

・有田川町団体旅行等移動補助金交付申請書

- ・旅行行程表
- ・利用予定事業者が発行した見積書
- ・旅行等参加予定者名簿

●**その他**／事業の詳細、申請書様式などは町ホームページでご確認ください。

●**問企画調整課（吉備庁舎）**



事業者・農林業者

有田川町事業継続応援補助金

新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが減少した事業者（農林業従事者を含む）に対し、事業者自身が実施する売上高を回復させるためまたは感染拡大防止のため、新たに実施する事業について一部補助をします。

●**対象者**／町内で事業を営んでいる個人事業主、または町内に本社を有する法人（資本金10億円以下）で、対象期間内の売上高が前年同

月比で20%以上減少した事業者

●**対象期間**／令和2年（2020年）1月～令和2年12月

●**対象事業**／令和2年4月1日以降に着手した事業であつて、次の①から③のいずれかに該当する事業であること。

- ①事業継続のための事業
- ②危機的状況を乗り越えるための事業
- ③安全・安心を確保するための事業

●**事業費**／10万円以上30万円未満

●**補助率**／3分の2（10000円未満切り捨て）

●**その他**／事業の詳細、申請書様式などは町ホームページでご確認ください。

●**問「事業者向け」商工観光課（金屋庁舎）**

●**問「農林業者向け」産業課（金屋庁舎）**



農業者

〔国施策〕

高収益作物次期作支援交付金

新型コロナウイルス感染症により売り上げが減少するなどの影響を受けた高収益作物（野菜・花き・果樹・茶）について、次期作に前向きに取り組む生産者に対して、取り組み面積によって交付金が交付されます。

●**対象者**／令和2年（2020年）

2月～4月までの間に野菜・花き・果樹・茶について、出荷実績があるまたは廃棄などにより出荷できなかった町在住の生産者

●**受付期間**／10月16日（金）まで

●**申請**／事前に電話で来庁日時をご予約の上、必要書類をお持ちください。

●**その他**／申請書は産業課（金屋庁舎）でお渡ししています。詳細は町ホームページでご確認ください。

●**問産業課（金屋庁舎）**

イベント中止のお知らせ

毎年10月に開催している「有田川町どんどんまつり」「モンテ・オウ・コスモス」について、感染症予防の観点から今年度は行いません。

また、11月15日（日）に開催を予定していました「第7回しみずふるさとまつり」についても今年度は中止することになりました。

楽しみにしていただいていた皆さまには大変申し訳ありませんが、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。